

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る証明書に関するQ&A（JIRA版）

平成30年6月6日

分類	Q	A
申請手順	どうしたら固定資産税の特例を受けることができますか？	税制の特例を受けるためには取得した医療機器（器具備品）が最新モデル（販売会から6年未満）で生産性を年平均1%以上高める設備である事の証明書（工業会による確認）が必要になります。その上で、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等の固定資産税特例」の適用を受けたい場合は厚生労働大臣に「経営力向上計画」の提出を、また「生産性向上特別措置法の先端等設備の固定資産税特例」の適用を受けたい場合は市区町村へ「先端設備場度導入計画」の提出が必要です。
申請手順	申請する地域・業種の限定がありますか	器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具の場合には地域・業種の限定があります。「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等の固定資産税特例」では東京都において投資する場合、医療業、社会保険・福祉・介護業は対象外となります。神奈川において投資をする場合、保健衛生は対象外となります。（業種は標準産業分類の中分類で確認。大分類「P医療、福祉」に含まれる中分類「83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業」について記載したもの）なお、その他の道府県で投資する場合には対象となります。「生産性向上特別措置法の先端等設備の固定資産税特例」では所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する必要があります。詳細Hあ中小企業庁の概要ホームページをご確認ください。
申請手順	購入する医療機関が「中小企業等経営強化法」の固定資産税特例で取得した証明書を「生産性向上特別措置法」の固定資産税特例で申請できますか	今回、中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法・固定資産税の特例に係る証明書は統一されます。よってどちらでも使用できます。 ※工業会の証明書は「販売時期」と「生産性向上1%」の要件を満たしていることを証明する書類でしかなく、税制の適用を受けられることを証明している書類ではないことをご留意願います
申請手順	同一施設で、それぞれ資産計上する2種類の医療機器を購入し、税制適用申請するため2枚の証明書が必要な場合、手数料は2枚分の6,000円になりますか？	はい、2枚の証明書が必要な時は2枚分の手数料が発生します 施設が同一でもエビデンス確認・管理などは別々のため手数料が別々に発生するためです
申請手順	証明書手数料の請求書宛先を医療機関にはできませんか？	申請者はJIRA会員企業ならびに会員外企業の「製造販売業者」に限定させていただいており、書類不備や請求事項などのやりとりも申請連絡者に一本化することで簡潔なプロセス、迅速な対応を目指しております。 ご理解願います
申請手順	証明書の「当該設備の概要」の「本社名・事業所名」についてですが、同一医療法人グループで購入する医療法人と当該医療機器を設置する医療法人が別々の場合どちらを記入すべきでしょうか？	設置する医療機関名を記入していただくルールにしております。購入した施設ではなく設置する施設にしている理由は本物件がリース物件であったり、商流で代理店経由の商流であったりしましても証明書には設置する施設名（住所）も記入することが中小企業庁の指針にも出ているからです。 そのため設置場所が医療機関でもリース物件である場合は、資産計上はリース会社になりますがあくまで証明書は設置場所で発行し、その証明書で資産計上する施設が税制適用申請をしていると思われま（JIRAは税制申請に関しましては業務範囲外のためあいまいな表現をご容赦願います）
対象品目	30万円以上とは消費税を含んでいないとの解釈で良いですか？	購入した事業者（医療機関等）が資産計上した金額が30万円以上であれば対象になります。
対象品目	医療機関等と複数の医療機器を一括契約しましたが証明書は資産計上品目ごとに必要と思いますが、JIRA品目と併せてJIRA品目以外の品目も証明書発行申請の対応をしないでしょうか	JIRAはJIRA品目の生産性向上を証明することが責任範囲の基本事項です。JIRA品目以外は対象工業会へ証明書発行申請願います

分類	Q	A
対象品目	薬機法で承認・認証されたソフトウェア（医療機器プログラム）については対象になりますか？	申請元の事業者（医療機関等）の資産計上がどのようにされているかで変わります。医療機関が医療機器（器具備品）として申請されるのであれば、対象にはなりません。但し、通常のソフトウェア（70万円以上）として申請される場合には、「情報を収集・分析・指示する機能」を有している場合には対象設備とみなされます。但し、ソフトウェアについては無形減価償却資産であるため、固定資産税の課税対象とはなりません。（ソフトウェアは無形資産なので、申告をする必要はありません。）
対象品目	電子カルテや医療画像情報ネットワークシステム（PACS）はJIRA取り扱い対象品目となりますか	電子カルテやPACSに関しましては薬機法上の医療機器ではありませんのでJIRA対象品目外となり証明書を発行いたしません そのため電子カルテを器具備品の中の事務機器及び通信機器の電子計算機として資産計上するのならば、当該品目対応の認証団体に証明書発行申請を、電子カルテをソフトウェア（情報収集・分析・指示機能を有するもの）として資産計上するのであれば、当該品目対応の認証団体に証明書発行申請願います。
対象品目	自社のソフトウェアと他社のワークステーションを組み込んで製造販売いたしております。その場合、エビデンス資料としてはどのような資料を提示すればよろしいでしょうか	購入する医療機関がどのように資産計上するかによって税制適用が異なってくると思いますが、JIRAではソフトウェアは無形固定資産として固定資産税の適用外のため証明書発行対象品目としておりません 医療用画像解析のワークステーションは医療機器として証明書発行対象品目としております （「医薬品医療機器等法」で定義されている高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器）
対象品目	ソフトウェア単体の医療機器ではなくハードウェアとソフトウェアが一体の医療機器「汎用画像診断装置ワークステーション」であれば申請できますでしょうか？	ワークステーションが「「医薬品医療機器等法」で定義されている高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器でありましたらJIRAの対象品目になりますので認証いたします
対象品目	「汎用画像診断装置ワークステーション」を「機械装置」として申請させていただく場合、JIRAで認証してもらえるのか	JIRAは器具備品の医療機器の証明書発行申請のみ担当いたしますので機械装置の申請に関しましては中小企業庁のホームページに掲載しております「対象資産区分及び対応工業会等リスト」より該当工業会をご確認お願いいたします http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf
対象品目	顧客で使用装置をバージョンアップした場合、生産性向上があれば税制適用できますか	事業者がバージョンアップ機器を新たに取得する資産として計上するのであれば対象となります。
対象品目	医療機器の付属品は対象となりますか	本体と付属品が別々の申請の場合、付属品がJIRA品目でない場合は証明できません。
対象品目	動物病院向けシステム（農水省薬事承認番号**動薬第****号）に関しては、JIRAにて証明書の発行を頂くことは可能なのでしょうか？	JIRA品目であれば認証いたします
設備要件	「生産性が年平均1%以上向上している」という比較対象は、現在使用している装置でなくて良いのですか？	新しく取得した装置と現在使用している装置での比較の場合、同一企業の装置とは限らないため、現在使用装置を比較対象とはしません。本税制では新しく取得した当該メーカー装置の1世代前と比較して「旧モデル比生産性年平均1%向上」していることを機器メーカーが責任を持って工業会に提出する証明書に合わせてチェックリストに記載する必要があります。
設備要件	「一定期間（6年未満）に販売されたもの」とは、そのモデルの販売開始が一定期間（6年）以内との解釈が良いですか？	新しく取得した装置については、お客様が取得した時点で販売（発売）開始から6年以内（器具備品については）の新品を指しています。
設備要件	「モデル変更に該当しない軽微な変更」であっても一定期間（6年）以内に販売開始したとの解釈が出来ますか？その場合の「1%効率向上の比較対象」は、一変前のモデルで良いのですか？	医療機器の場合、薬機法における「一変」で承認・認証を受けた製品は、製品名等の変更がなくても機能が新しくなるため、販売開始から6年未満なら最新モデルとみなします。その場合の一世代前の対象モデルは一変前のモデルとなります。

分類	Q	A
設備要件	生産性向上比較の計算は購入年度と最新モデルの販売開始時期の差分の年数が分母ですか？	いいえ、最新モデルの販売開始年度と一世代前の販売開始年度の差分の年数を分母で計算してください すなわち（（最新モデル指標X－一世代前モデル指標Y）÷一世代前モデル指標Y）÷（最新モデルの販売開始年度と一世代前の販売開始年度）×100＝生産性向上パーセント
設備要件	設備取得年月日ですが12月の導入予定が1月にずれこみましたが証明書をあらたに取り直しが必要ですか？	最新モデル要件である6年がクリアされているかをJIRAでは判断します。それ以外の税制適用に関しましては中小企業庁もしくは厚生労働省にお問合せをお願いします
設備要件	システム一式の中のあるパーツの性能が向上しており生産性が年平均1%以上向上しているのですがそのパーツの指標で申請してよいでしょうか	パーツの1%以上の生産性向上ではなくシステム全体で1%以上の向上していることが要件です そこでそのパーツ性能によってシステム全体が1%以上向上することが明確ならば（エビデンスがあれば）申請要件をみたしていると思います
事業者	社会保険・社会福祉・介護事業が運営する病院等は対象ではないのですか？	「医療業」とは、日本標準産業分類からみた大分類「P医療・福祉」の中分類に属し、831 病院、832 一般診療所、833 歯科診療所、834 助産・看護業、835 療術業、836 医療に附帯するサービス業等の小分類に分類されます。そして医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類されており、「医療類似行為」には、法令上では医療行為に含まれませんが、疾病の治療または保健を目的とする行為を指し、マッサージ・指圧療法・鍼灸・柔道整復術などがふくまれています。よって、上記に該当しない事業を営む中小企業者が医療機器を購入した場合には、税制の適用になります。 ご参考URL；日本標準産業分類からみた事業区分 https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/20/09.htm
事業者	動物病院より中小企業経営強化税制のA分類にも税制適用したい旨の相談を受けました。証明書を発行いただけますか	JIRAは中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例に係る証明書を発行します。産業区分では獣医はサービス業ですが今回国税庁より獣医も医療業との見解が発信されており、経済産業省、中小企業庁もその方針です。税理士、税務署にご確認願います https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/15/15_01_29.htm
リース	リースで購入した場合には、購入した施設でのメリットはありますか？	通常のリース契約（所有権がリース会社の場合）では、リース会社が固定資産税の特例申請と納税を自治体と行います。リース会社によりますが、固定資産税の減免を踏まえたリース料を設定する場合には、取得した施設のリース料の割引があると思われます。また、所有権を購入者に移転したリース契約の場合には、購入者が自治体と固定資産税の特例申請と納税を行いますので、現金契約同様、固定資産税の減免が受けられます。 ご参考URL；「中小企業経営強化法に基づく固定資産税特例措置の手引き」より抜粋 http://www.leasing.or.jp/toppage/docs/kotei_tebiki.pdf
リース	リースで購入した場合、リース会社から証明書発行申請をJIRAへ提出してよいでしょうか？	いいえ、申請者はJIRA会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者です。当該設備の販売時期、新モデル・旧モデルの判断やその性能の正確な把握が求められるため申請者はJIRA会員全企業、または会員外企業の中の製造販売業者に限ります。リース会社、代理店や子会社等が商流に絡んでいても製造販売業者等からでなければ申請はお受けできません。